

志學館大学大学院学則

目 次

第1章	総 則（第1条－第4条）
第2章	課程、研究科、専攻、入学定員、収容定員（第5条－第10条）
第3章	学年、学期、休業日及び授業期間（第11条）
第4章	教育研究実施組織等（第12条－第15条の3）
第5章	教育課程（第16条－第27条）
第6章	入学、再入学及び転入学（第29条－第34条）
第7章	休学、復学、留学、転学、退学及び除籍（第35条－第40条）
第8章	修了及び学位の授与（第41条－第42条）
第9章	学 費（第43条－第44条）
第10章	科目等履修生、研究生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生 （第45条－第46条）
第11章	賞 罰（第47条）
第11章の2	センター（第47条の2）
第12章	雑 則（第49条－第50条）
附 則	

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この大学院学則は、志學館大学学則（昭和54年4月1日制定。以下「学則」という。）第3条の8第2項の規定により、志學館大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

（教育研究上の目的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、及び、深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身に付けた専門家を養成することを目的とする。

（点検及び評価）

第3条 本大学院は、その目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果及び次項に定める評価の結果を公表し、それらを踏まえて、教育研究活動等について継続的な見直しを行うことにより、その教育研究水準の向上に努める。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、本大学院の教育研究活動等について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第4条 本大学院における教育研究活動等の状況についての情報は、公表するものとする。

第2章 課程、研究科、専攻、入学定員、収容定員

(修士課程)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

(修業年限及び最長在学年限)

第6条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は4年を超えることはできない。

(研究科)

第7条 本大学院に次の研究科及び課程を置く。

心理臨床学研究科 修士課程

(研究科の目的)

第8条 心理臨床学研究科は、深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身につけた、臨床心理学に関する高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

第9条 研究科に次の専攻を置く。

心理臨床学専攻

(入学定員及び収容定員)

第10条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	13	26

第3章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年、学期、休業日及び1年間の授業期間)

第11条 学年、学期、休業日及び授業期間については、学則第5条から第8条までを準用する。

第4章 教育研究実施組織等

(教員)

第12条 本大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、志學館大学の教授のうちから所定の資格基準に基づいて選定する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をこれに充てることができる。

2 本大学院教員の資格基準は、別に定める。

(研究科委員会)

第13条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第14条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長を補佐し、学長の命を受けて研究科の専属事項を掌理するとともに、所属職員を指導監督する。

(教育研究実施組織)

第15条 本大学院の教育研究上の目的及び研究科の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 教育研究活動を組織的かつ効果的に実施するため、委員会その他の組織（以下「委員会等」という。）を置き、適切な役割分担の下での職員の協働や組織的な連携を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にして運営するものとする。

3 各委員会等に関し、必要な事項は、それぞれ別に定める。

(組織的な研修等)

第15条の2 本大学院は、教育研究活動等を適切かつ効果的に運営するため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組みを実施する。

2 学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(学生への指導及び援助等のための組織)

第15条の3 学生に対する修学、進路選択、心身の健康に関する指導及び援助等並びに学生及び職員への情報基盤の提供のための組織については、学則第62条の2を準用する。

第5章 教育課程

(学位授与の方針及び教育課程の編成方針)

第16条 本大学院は、研究科の目的を達成するため、学位授与の方針及び教育課程の編成方針を定め、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮し、必要な授業科目及び学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の学位授与の方針及び教育課程の編成方針は別に定める。

(授業及び研究指導)

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業の方法等)

第18条 授業科目の内容と単位数、履修方法、試験の方法及び成績の評価方法は、別に定める。

2 授業は、当該授業科目を担当する教員が行うものとする。ただし、当該教員以外の教員、学外者で実務経験を有する者等、学生その他の者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部

を分担させることができる。

- 3 前項ただし書きに定める指導補助者(教員を除く。)に対しては、必要な研修を行うものとする。

(単位の基準)

第19条 単位数の基準については、学則第23条を準用する。

(試験及び単位の授与)

第20条 履修した各授業科目の成績評価は、筆答、提出物の評価論文、口頭試問及び実技審査等のいずれかにより又はそれらの組み合わせによる試験によって行い、これに合格した者には所定の単位を与える。

- 2 学費を納めない者は、前項の単位の授与を保留する。

(成績)

第21条 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第22条 本大学院と他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協定に基づき、本大学院学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教育上有益と認めるときは、10単位を越えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に規定する単位の授与は、学長が、研究科委員会の意見を聴いて行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 他の大学院を修了又は中途退学し、新たに本大学院に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認めるときは、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 単位の認定方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第24条 学生が職業を有している等の事情により、第6条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる(以下当該学生を「長期履修学生」という。)

- 2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導の方法)

第25条 研究指導は、第12条の規定により置いた教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導の内容と方法は別に定める。

(研究指導委託)

第26条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)との協議に基づき、他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示)

第27条 授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定は、その基準を学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって客観的かつ適切に行うものとする。

3 第1項の授業及び研究指導の計画並びに前項の学修の成果及び学位論文に係る評価の基準は別に定める。

第28条 削除

第6章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることが出来る。

(入学資格)

第30条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に定めるものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(学生募集と入学者受け入れの方針)

第31条 本大学院は、研究科の教育上の目的を踏まえて、入学者の受入れの方針を定めて、学生募集を行うものとする。

2 前項の入学者の受入れの方針は、別に定める。

(入学者選抜)

第32条 入学志願者に対しては、公正かつ適切な体制により、学力試験、健康診断及び面接試験を行い、これに出身大学等が作成した成績証明書等の成績等を総合して合格者を決定する。

2 入学者選抜の方法及び時期等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第33条 前条の入学者選抜に合格した者は、所定の期日までに、所定の誓約書及び在学保証書を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。

2 保証人は、学生の父母又はこれに準ずる成年者とする。

3 保証人は、大学院学則第43条に定める学費の範囲内で学生と連帯して責任を負うものとする。

4 学長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第34条 次の各号の一に該当する者の場合、本大学院の教育研究に支障がないと認められるときは、入学を許可することがある。

(1) 本大学院を退学した者で再入学を願い出た者

(2) 第40条第1項第2号の規定により除籍された日から1ヶ月を超えた後、再入学を志願する者

(3) 他の大学院から本大学院に転入学を志願する者

2 前項第3号の規定により転入学を志願する場合は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 第2項の規定により入学を許可された者が入学以前に在籍した大学院における在学年数及び既修得単位の全部又は一部は、本大学院の在学年数及び修得単位数に算入することができる。

4 前項による在学年数及び修得単位数への算入は、研究科において認定する。

5 再入学、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第35条 病気その他止むを得ない事由により、3か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な理由書を添えなければならない。

2 休学の期間は、休学を願い出た学期の終期までとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、許可を得て、さらに休学することができる。ただし、連続する休学の期間は1年を超えることはできない。

4 休学の期間は、在籍中を通じて2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学期間中の復学)

第36条 前条の規定により休学した者が休学期間中にその理由が消滅したときは、保証人連署

のうえ願い出て、許可を得て復学することができる。この場合において、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(留 学)

第37条 本大学院と協定を締結した外国の大学の大学院に留学することを希望する者があるときは、これを許可することができる。

2 前項の規定による留学の期間は、1年以内とし、留学した期間は、在学期間に算入することができる。

3 留学により修得した単位には、第22条第1項及び第2項を準用する。

(転 学)

第38条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、その理由を付して願い出て、許可を得なければならない。

(退 学)

第39条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。

(除 籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍するものとする。

- (1) 第6条に定める最長の在学期間を超えた者
- (2) 正当な理由なく学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (3) 死亡した者

2 前項第2号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から1ヶ月以内に限りこれを認める。

第8章 修了及び学位の授与

(修了の要件)

第41条 本大学院の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第1項の論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学 位)

第42条 本大学院を修了した者には、学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学 費

(学 費)

第43条 本大学院が徴収する学費は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 入学金 | 150,000円 |
| (2) 授業料 | 550,000円 |
| (3) 教育充実費 | 136,000円 |

2 学費納入に関しては、学則第51条第2項及び第4項から第7項並びに第53条を準用する。
この場合、「第4条」とあるのは「大学院学則第6条」と、「第28条の2」とあるのは「大学院学則第24条」と、「卒業」とあるのは「修了」と、「100,000円」とあるのは「50,000円」と読み替える。

3 検定料については、別に定める。

(学費の未納者の取扱い)

第44条 学長は、学生が学費を指定の期間に納入しない場合は、各種証明書の交付を停止するとともに、単位の認定を保留し、更に督促してもなお納付しないときは、除籍するものとする。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、研究生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生)

第45条 科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生については、学則第58条、59条、第61条、第61の2及び第61の2の2を準用する。その場合、「本学」とあるのは「本大学院」と、「他の大学又は短期大学等」とあるのは「他の大学院」と、「外国における大学及び短期大学等」とあるのは、「外国における大学院」と読み替える。

2 科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生に関する規程は、それぞれ別に定める。

(特別研究学生)

第46条 本大学院の教育研究に支障がないと認められるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院の学生を、特別研究学生として、本大学院における研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(賞 罰)

第47条 賞罰に関しては、学則第54条から第57条までを準用する。この場合、第54条で「本学」とあるのは「本大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第11章の2 センター

(センター)

第47条の2 次に掲げるセンターを心理臨床学研究科に附属させる。

- (1) 心理相談センター
- (2) 発達支援センター

第12章 雑 則

第48条 削除

(学則等の準用)

第49条 大学院学生に関し必要な事項は、この大学院学則のほか学則及び志學館大学学生規程を準用する。この場合、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「4年」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

(規程等への委任)

第50条 この大学院学則を実施するにあたり、必要な細目は、別に規程等に定める。

附 則

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第32条の2（平成30年4月1日以降の第44条）の規定は、平成18年3月31日に在籍する学生にあっては平成18年10月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条の2（平成30年4月1日以降の第21条）の規定は平成19年4月1日から、第3条第2項並びに第21条（平成30年4月1日以降の第30条）第1号及び第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この大学院学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度の収容定員は、第10条の規定にかかわらず、23人とする。

附 則

この大学院学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行日前に入学した者の第43条第1項（学費）の適用については、なお従前の例による。